平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
	学校薬剤師の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
	学校薬剤師の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
	学校薬剤師の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
	学校薬剤師の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十三年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から平成二十三年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

○文部科学省告示第六十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十三年三月三十一日

文部科学大臣　髙木　義明

原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金交付規則の一部を改正する規則

原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金交付規則（平成十四年文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則

本則中「原子力・エネルギーに関する教育支援事業」を「原子力・エネルギー教育支援事業」に改める。

第二条第四号中「（次号に係るものを除く。）」を削る。

第二条第五号を削る。

第三条中「及び高等学校における原子力人材育成の推進」を削る。

第四条第三号を削る。

様式中「原子力・エネルギーに関する教育支援事業」を「原子力・エネルギー教育支援事業」に改める。

様式第1の別紙1の1．の表中「事業費①」を「事業費」に、

「

交付金	補助金
	事業費②

」を

「

交付金	補助金

」に

改め、様式第1の別紙1の1．中「(注)事業費①は原子力・エネルギーに関する教育の推進の事業費、事業費②は高等学校における原子力人材育成の推進の事業費を記載する。」を削り、様式第1の別紙1の2．中「1．原子力・エネルギーに関する教育の推進」を削り、様式第1の別紙1の2．のⅡを削る。

様式第3の表中「事業費①」を「事業費」に、

「

補助金	
事業費②	

」を

「

補助金	

」に

改め、様式第3中「(1)」及び「(2)事業費①は原子力・エネルギーに関する教育の推進の事業費、事業費②は高等学校における原子力人材育成の推進の事業費を記載する。」を削る。

様式第4のⅡ．の表中「事業費①」を「事業費」に、

「

補助金	
事業費②	

」を

「

補助金	

」に

改め、様式第4のⅡ．中「(注)事業費①は原子力・エネルギーに関する教育の推進の事業費、事業費②は高等学校における原子力人材育成の推進の事業費を記載する。」を削り、様式第4のⅢ．中「1．原子力・エネルギーに関する教育の推進」を削り、様式第4のⅢ．の2．を削る。

様式第7の2．の（精算払の場合）の表中「事業費①」を「事業費」に、

「

補助金	
事業費②	

」を

「

補助金	

」に

改め、様式第7の2．の（概算払の場合）の表中「事業費①」を「事業費」に、

「

補助金	
事業費②	

」を

「

補助金	

」に